資料 1

令和 5 年度第 3 回委員会での討議概要と計画の修正の要点について

保存活用計画の全体構成

1 章 計画策定の沿革・目的
（1）計画策定の背景・目的
（2）計画の対象とする区域
（3）検討の経緯
（4）計画の位置づけ
（5）計画期間、計画の見直し

2 章 概要と本質的価値
（1）野幌原始林の自然環境の特徴
（2）指定に至る経緯
（3）野幌原始林の本質的価値

3 章 現状と課題
（1）保存管理の現状と課題
（2）活用の現状と課題
（3）運営・体制の現状と課題

4 章 保存・活用の各施策
（1）保存・活用の基本方針
（2）保存・活用の施策
（3）指定地における現状変更等の取り扱いについて
（4）計画の検証・評価と見直し

野幌原始林の特徴（集約）

野幌原始林の今日的な価値とそれを構成する要素

要素①石狩平野において、原生的な姿を残す森林の一つである

➡ 森林公園とほぼ同等の発達した森林で、平野部のほとんどで失われた森林の姿を残す。

➡ 直径 1m を超える巨木が残る非常に希少な森林である。

要素②多様な樹種からなる発達した森林である

➡ 多様な広葉樹の巨木が現在も生育している。

➡ トドマツは明治以降の管理で増加し、戦後に台風の影響等により減少しているが、現在も一部エリアに生育しており、この森林を特徴づけている。

要素③追加指定地は原生的な森林の拡大・回復において重要である

➡ 追加地には湿性林やミズナラ･コナラ林などの多様なタイプの森林が含まれる

➡ 二次林・非自然林も含まれるが、多くは自然林に推移することが期待される

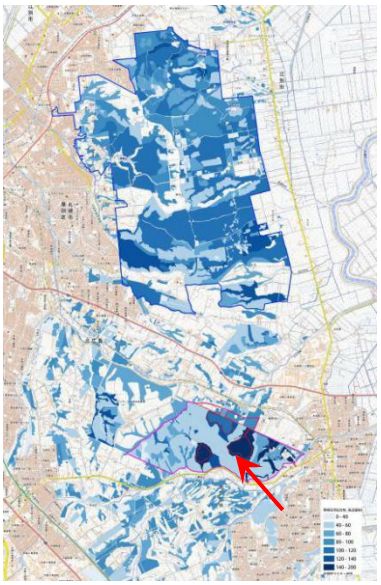

第３回委員会での討議概要と計画素案の修正について

※計画の修正内容については、資料２を参照のこと（４章については、大きな修正部分を赤字で示した）

○１章について

・（愛甲）関連計画があげられているが、市のみどりの計画についても検討してもらいたい。

p.7（4）計画の位置づけの中の記載に追加した。

※その他の修正事項

・（１）計画策定の背景・目的は、２章（2）と重複した記述が多かったため、計画の策定についての概要の説明を中心に簡素化した。

・図面類を最終的な区域案に揃え、背景図を国土地理院の空中写真に揃えた。

○2 章について

・年表などの用語表記の正確化（天然紀念物等）、年次表記は西暦（和暦）に統一。

・森林調査結果の図表の追加など

○3 章について

・保存管理についての項を一つにまとめ、その中で「自然林部分（森林保全ゾーン）」と「非自然林部分（森林再生と教育利用等ゾーン）」それぞれについて記載する構成に変更した。

・活用の現状については、幼稚園関係者のアンケートへの回答、企画展訪問者の認知度のアンケート回答を追加した。

○4 章について

・（森下）周辺地域の国有林の記述について、「計画に基づく～」というのは区域の内外で特に変わらないのではないか。中で特に担保されることがなく弱くはないか。

・（露崎）方針に「何かあるときは協議する」ということを入れて相談できるようにすればよい。

・（矢部）今の私たちの議論が活きるような（国有林については、の文章の前か後に，国有林計画による管理運営と，その前の保全的な管理をつなぐような）「管理運営の中で，保全のための協議の場での配慮意見を尊重する」という内容の文章を付け加えていただきたい。

・p.39 に林野庁との協議も踏まえて、文章を追加した。

「指定地の価値が損なわれないよう、それぞれの所有者が保全的な管理に取り組み、定期的な連絡調整・情報共有を行い、共通認識の醸成を図って適切な保存管理に努めます。なお、国有林については、林野庁によって地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいた適正な管理が行われます。」

・（首藤）現状変更のところ、ルールが緩すぎないか。森林保全ゾーンは厳しくしてもよいのではないか。

・法律上の表記の説明を追加し、事後の届け出の対象となる行為については、表で行為者や回数などを限定して記載し、計画上のものであることが明確になるようにした。

・（愛甲）再生の部分は、どういう森にしていくのかということをもう少し具体的に書けないか。目標となる姿を４章で書いてあった方がよい。

・（露崎）目標については、どこにするかはあるが、目標とする森林の回復の予測や過程を示せればよいと考える。

・「４　非自然林地の再生」の項で目標となる森林の姿について示すようにした。

※その他の修正事項（文化庁指導事項など）

・基本方針の「受動的な手法」の説明を追加。

・ゾーンごとの記載、３章との対応がより明確になるように修正。

・運営体制の構成図、関係する組織と役割について追加。

○その他

・（愛甲）レク森について、協議会で検討している計画があれば示してほしい。

・（森下）レク森について、扱いを協議会に委ねるにあたっては、こういった議論があったということを伝えてほしい。

・協議会の場において、本委員会での議論内容を反映できるよう、意見を述べている。計画策定後は、庁内各部署に周知を図り、計画の趣旨、方向性を理解していただいたうえで運営してもらえるよう努める。

（参考資料）現状変更等についての法令の関連個所について

◆文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、令和 4 年法律第 68 号による改正）

（現状変更等の制限）

第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

４　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

４　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

７　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

◆文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号、令和 5 年政令第 68 号による改正）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含

む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

２　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

３　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及び口に掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及び口に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

二　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び

調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

５　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

６　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

７　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

８　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

９　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条　法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及び口に掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

２　法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）

ロ　前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

ハ　イ及び口に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

３　文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

４　認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

５　文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

６　前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

７　第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

８　第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

９　前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。